

クラス構成



保育時間

	平日保育	延長保育 有料要連絡	土曜保育
標準時間	午前 7:00 ~ 午後 6:00	午後 6:00 ~ 午後 7:00	午前 7:00 ~ 午後 6:00
短時間	午前 8:30 ~ 午後 4:30	朝 午前 7:00 ~ 午前 8:30 夕 午後 4:30 ~ 午後 7:00	午前 8:30 ~ 午後 4:30

※育児休暇の間・求職期間は合志市の制度で保育短時間になります。

延長保育

保育標準時間	
1時間以内 <small>午後6:00~午後7:00</small>	1回 200円
1時間以上 <small>特別な事情により7:00を過ぎた場合</small>	1回 300円

※月11回以上で3,000円になります。

保育短時間	
1時間以内 <small>午後4:30~午後5:30</small>	1回 200円
1時間以上	1回 300円

※月11回以上で3,000円になります。

延長保育ご希望の方

登園時に伝えて頂くか、電話にてお知らせください。
月末に1ヶ月分を集計して延長保育料をお知らせします。

土曜保育

土曜日はご家庭でふれあいを大切にして頂く日として、勤務のご家庭のみお預かりしています。

午前中の勤務の方は午前中、一日勤務のご家庭は一日保育となります。土曜保育を申し込まれる方は、勤務の状況を確認させていただきます。

毎月1日にご家族の就労先より(ご夫婦の場合は2か所)就労確認書を記入してもらってお持ちください。

保育士の人数と給食材料発注の調整のため、土曜日の保育をご希望の方は、2日前まで(木曜日)に申し込み用紙にてお申し込みください。



保育園の一日

3歳未満児クラス

もも組



さくら組



07:00 開所 登園(受け入れ・視診)
検温
自由遊び

09:00 朝のおやつ
排泄

10:00 朝の集まり・礼拝
主活動

11:00 ~ 昼食

12:30 歯磨き・排泄
午睡

14:50 目覚め・着替え

15:15 おやつ

16:00 帰りの集まり
降園

17:00 自由遊び(合同保育)

18:00 延長保育(希望者)

19:00 閉所 / 延長保育終了

保育標準時間(7時~18時)

延長(7時~8時30分)

保育短時間(8時30時~16時30時)

延長(16時30時~19時)

延長(18時~19時)

3歳以上児クラス

すみれ組



ゆり組
つぼみ



ゆり組
はな



07:00 開所 登園(受け入れ・視診)
所持品の片付け・排泄
自由遊び

09:00 片付け
朝の集まり・礼拝

10:00 主活動

11:30 ~ 昼食

13:00 歯磨き・排泄
午睡

14:50 目覚め・着替え

15:15 おやつ

16:00 帰りの集まり
降園

17:00 自由遊び(合同保育)

18:00 延長保育(希望者)

19:00 閉所 / 延長保育終了

保育標準時間(7時~18時)

延長(7時~8時30分)

保育短時間(8時30時~16時30時)

延長(16時30時~19時)

延長(18時~19時)

合同礼拝

月3回 10:00



すみれ組 ゆり組 つぼみ ゆり組 はな

体育教室

月2回 10:00



タイクンスポーツ
クラブ熊本

すみれ組 ゆり組 つぼみ ゆり組 はな

太鼓教室

月1回 10:00



Will 子どもの未来

ゆり組 はな

英語教室

月1回 10:00



ロンドン・アイ・イングリッシュ

10:50 11:10 11:30

すみれ組 ゆり組 つぼみ ゆり組 はな

嘱託医院



穂つぷこども在宅&
心身クリニック



阿久根歯科医院



お願い お知らせ

お便りをよくお読みください

月末に愛泉だより、クラスだより、献立表、中旬に保健だより・食育だよりを発行します。連絡事項、各クラスの様子等をお知らせしますので、よく読まれますようお願いいたします。

集金について

保護者会費納入袋、延長保育料納入袋、絵本代納入袋を月初めにお渡しします。毎月10日までにお納めください。尚、金銭を持参した時は、必ず保育士に手渡ししてください。その場で確認させていただきます。おつりが出ないようにお持たせください。

持ち物に記名をお願いします

持ち物すべてに記名をお願いします。保育園は同じ年齢の子ども達が集団で生活しています。自分の持ち物がわかるように記名してください。尚、記名のない場合は受け取り出来かねますので、登・降園の折に保護者の方に記入して頂きます。ご了承ください。

生活習慣を身につけましょう

就寝は決まった時間にし、早寝早起きの習慣をつけましょう。朝食は必ず摂り、一日を元気に過ごせるようにしましょう。また、歯磨きを済ませて登園しましょう。

虐待の 通告義務

児童虐待の防止等に関する法律第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。この法律の下、私達職員は児童虐待を発見した場合、市や県に通告する義務がありますので、予めご了承ください。

長い髪の毛は結びましょう

髪の毛の長いお子さんは活動しにくかったり、食事の際に口に入ったりして衛生的ではありませんので、必ず結んで登園してください。尚、登園の際に結んでいない場合は保護者の方が結んで頂きますようお願いいたします。

発熱時の対応

保育中に発熱や嘔吐等、体調に変化があった時は、保護者様にご連絡します。状態に応じてお迎えをお願いすることがあります。配布しました緊急連絡票に連絡のつく所を3か所お知らせください。厚労省の「保育所における感染症ガイドライン」では、「24時間以内に38℃以上の熱が出ていた場合は、登園を控えるのが望ましい」とされています。そのため前日の夕方や夜に38℃以上の熱があった場合は、翌日熱が下がっていたとしても家庭で経過を見ることが望ましいでしょう。

アレルギーについて

健康上(病気・アレルギー等)で医師から食事についての指示がある場合は必ずお知らせください。アレルギーによる除去食を希望される方は、病院での検査結果をご持参ください。また、下痢、腹痛などがある場合は対応食に変更ができますのでご連絡ください。

着替えについて

降園後の予定のための着替え等は、保護者の方からして頂きますようお願いいたします。

家庭からの遊具は持ち込まない

家庭からの遊具の持ち込みはしないでください。車の中に置いてくるようにしましょう。

登園時のお約束

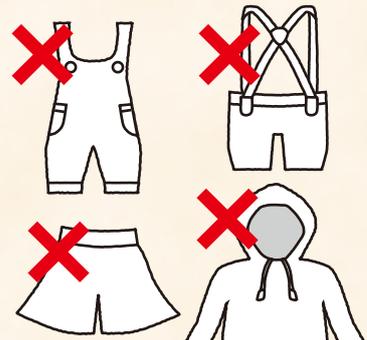
運動しやすい靴を着用しましょう。

サンダル、そり、ブーツは不向きです。



動きやすい服を着用しましょう。

サロペットタイプのズボン等やサスペンダーは、活動しにくいので控えてください。また、裾幅の広いズボンは、遊具で遊んだ時に引っ掛かりして危ないので、控えてください。フードの付いた服も同様に危険ですので、控えてください。



安心メール



当園では、非常災害時の為に安心安全メールを送信するシステムを確立しております。非常時または保護者会活躍等の諸連絡、行事の開催についてなどで使用しますので、ご登録をお願いします。

また、**進級した時点**でクラスの変更登録をお願い致します。

登録方法

①携帯から

ais@gw.ansin-anzen.jp →
に空メールを送信します。

②登録フォームが返信されます。

URLをクリックしてください。

③「本登録画面は」のボタンをクリックし出てきた画面の登録ボタンを押してください。



予防接種・風邪・感染症



予防接種について

予防接種は、母子手帳の情報を見たり、各健診時に保健師さんに尋ねたりし、適切な時に時に受けるように努めましょう。

予防接種後はアナフラキシーの症状に注意するため30分の見守りが必要です。

また、外遊び等の運動は控えるように推奨されています。

この点から予防接種は**降園後**の時間に受け、**保護者の方に見守って頂く**ことが望ましいです。

風邪について

2025年4月から風邪が新型コロナウイルス・インフルエンザと同じ**5類**になります。登園のめやすについては、かかりつけの**医師の指示**に従ってください。



家族が感染症にかかった時

家族の方が新型コロナウイルス・インフルエンザなどの感染症にかかり5日間と自粛期間を過ぎていない場合の**送迎**については、感染予防の為に**マスク着用**をお願い致します。

また**園児**につきましても上記の期間は**マスク着用**をお願い致します。

愛泉保育園の食事は

安心 安全 元気に!
がモットーです



安心 安全 元気

取り組み

食育活動として、当園の栄養士が5歳児に栄養についての知識や、食事についての正しい理解ができるように話す時間を設けています。

日本には和食という素晴らしい文化があります。
煮物や酢の物・和え物等**和食のメニュー**をたくさん取り入れています。

行事食にも工夫しています。
日本の伝統行事に則したメニューを取り入れ楽しく食べるようにしています。

当園の給食に使っている食材は「**地産地消**」の精神の下、合志市産、近隣の地町村産、熊本県産のものを優先的に使っています。

地元のものだから新鮮で安く入手できます。

添加物の不使用のもの、少ないものを使っています。3歳未満児の朝のおやつは、グリーンコープの添加物不使用のものを用いています。また、行事等で参加賞として渡すおやつも、添加物不使用のものを用いています。

食育の目的は、食材や栄養の理解を深め、バランスの取れた食事の重要性を教えることです。

調理体験や食事のマナーを通じて、食に対する興味や楽しみを育むことも含まれ、これにより子どもたちは自分の健康を意識し将来的に良い食習慣を身につけることができます。

当園は食生活の一環で、**クッキング保育**を行っています。食への興味を深め、クッキング体験を通じて協力することや楽しむことの大切さを実感できます。年長児だけでなく0歳児クラスまで食材にふれる機会をつくっています。

また月に一度「**世界の料理**」を給食のメニューで出しています。自分たちの住んでいるところの郷土料理を通じて地域の伝統や文化を理解し他の国の食文化にふれて興味を持ってもらえるように取り組んでいます。

食育目標

- 正しい食行動を身につける
- 知識を育てる(食べ物の名前や旬や栄養を知る)
- スキルを育てる(食事づくりに参加する)
- 「生きる力」を育てる
- 生活リズムと食事の関連を知る
- 各クラスに毎月の課題を決め、食育活動を行います。



給食費(副食費)の徴収について

3歳から5歳までの保育園を利用する子どもたちの保育料無償化が始まりました。
それに伴い今まで保育料に含まれていた給食の副食費については、保育園で徴収します。

当園では **副食費 4,900円** を現金で徴収致します。

下記にて徴収方法をお知らせしますので、円滑な給食提供のために、**徴収日の厳守**等のご協力をお願い致します。

徴収方法

給食費(副食費)納入袋(オレンジ色・マジックテープ付き)を配布いたしますので、**おつりの要らないように**4,900円を入れて職員までご提出ください。
登園後の時間のみ受領します。(降園時の受領はしません。)

徴収の対象者

3歳以上(すみれ組以上)になります。合志市から後に詳しい通知がありますが、非課税家庭、年収360万円未満相当の世帯は免除になります。
また、3歳以上の子どもが3名保育園入所した場合の第3子は免除になります。
合志市からの通知で確認してください。

徴収日

- 前月の最終保育日の**2日前**に給食費納入袋を配ります。
- 毎月1日と2日の2日間を徴収日とします。この2日間で必ずご提出ください。
おつりの要らないように揃えて入れてください。
- 徴収日に持参した時は、登園時に受け入れた**職員に手渡し**で提出してください。
職員はその場で金額に過不足がないか確認させていただきます。
- 事務職員が確認後、納入袋に領収印を押します。

注意事項

- 円滑に給食を提供するための給食費ですので、くれぐれも**滞納がないよう**ご協力をお願い致します。
- 徴収日に子どものカバンの中に入ったままということがないように、**必ず手渡し**をお願い致します。
- こぼれたりしないようにマジックテープを必ず閉めてください。

苦情申し出窓口の設置について

社会福祉法第82条の規定により、本園では利用者からの苦情・ご意見に対応する体制を整えております。

本園における苦情対策責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることと致しましたので、お知らせ致します。

苦情解決責任者	園 長 木 村 麻 紀
苦情受付担当者	主任保育士 永 松 真 梨 子
第 三 者 委 員	合生地区民生委員 長 野 博 巳 氏

苦情解決の方法

STEP1 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。

STEP2 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告致します。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

STEP3 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち会いを求めることが出来ます。

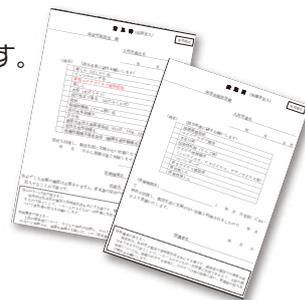
尚、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項の確認

登園許可書



毎日快適に生活できるように感染症の発症や流行を、できるだけ早く防ぐことが大切です。園児がよくかかる下記の**感染症**につきましては、かかりつけ医師の診断に伴い、**意見書**または**登園届**の提出をお願い致します。尚、保育園での集団生活に適應できる状態に**回復してから**登園するようにご配慮ください。かかりつけの医師への登園許可書の依頼をお手数ですがよろしくお願ひします。



用紙が必要な場合

適宜、**担任まで**お申し込みください。

または、愛泉保育園の**ホームページ**からでもダウンロードできます。詳しくは**14ページ**「ホームページ」にて

意見書が必要な疾病

— 学校保健法第2種・第3種 —

医師から直に登園できることの証明を受けてください。

- 新型コロナウイルス感染症
- 髄膜菌性髄膜炎
- インフルエンザ
- コレラ
- 麻疹(はしか)
- 細菌性赤痢
- 風疹
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 水痘(水ぼうそう)
- 腸チフス
- 咽頭結膜炎(プール熱)
- パラチフス
- 流行性耳下腺炎(おたふく風邪)
- 流行性角結膜炎
- 百日咳
- 急性出血性結膜炎
- 結核

頭をぶつけた場合

家庭で過ごしている時間に**頭をぶつけた**と思われる場合は、まずは慎重に経過を観察していただき、医療機関を受診すべきかご検討ください。

以下のような症状がある場合には医療機関の受診をおすすめいたします。

- 意識がはっきりしていない
- 痙攣している
- 元気がない
- 乳児であればミルクの飲みが悪い
- 顔色が悪い
- 呼吸が苦しそう・不規則な呼吸をしている
- 嘔吐している

お子さんの場合はぶつけた直後に症状が現れない場合がありますので、ぶつけてから**24時間**ほどは慎重に経過を見てください。ぶつけた時間や状況など詳細を登園時にお知らせください。

登園届が必要な疾病

— 学校保健法第3種 その他の感染症 —

医師からの**登園の許可**を取り、登園できることを**保護者が記入**し届け出てください。

- 溶連菌感染症
- アタマジラミ
- ウイルス性肝炎
- 水いぼ
- 手足口病
- とびひ
- 伝染性紅斑(りんご病)
- RSウイルス
- ヘルパンギーナ
- 帯状疱疹(ヘルペス)
- マイコプラズマ感染症
- 突発性発疹
- 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)

登園届で記載されているもの以外で**ヒトメタニューモウイルス**もRSウイルス感染症と同じように飛沫感染と接触感染です。RSウイルスと同様に迅速キットで検査がおこなわれます。

登園の判断はRSウイルスと同様に対応ください。

